



金沢市公報

第2601号の2

平成20年(2008年)10月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
告 示	
地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課)	1
介護保険法の規定による事業者の指定について (介護保険課)	1
市道の路線の認定について (道路管理課)	2
市道の区域の決定について (")	3
道路の供用の開始について (")	3
専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の指定について (")	4
公 告	
予防接種を行うことについて (健康総務課)	5

予防接種を行う医師の承諾の撤回について (")	6
建築基準法の規定に基づく公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定について (建築指導課)	6
金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	6
公営企業公告	
指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課)	6
下水道排水設備工事事業者の指定について (")	7

告 示

●金沢市告示第216号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年10月1日

金沢市長 山 出 保

区分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
四十万第一町会	事務所の所在地	金沢市四十万5丁目78番地	金沢市四十万町北イ90番地2	平成20年9月16日
	代表者の氏名及び住所	西谷 岑生 金沢市四十万5丁目78番地	菅原 清 金沢市四十万5丁目33番地2	平成20年4月1日

●金沢市告示第217号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の10及び第115条の18の規定により告示します。

平成20年10月1日

金沢市長 山 出 保

介護保険 事業所番号	事業所		申請者				指定年月日	サービスの種類	条件等
	名称	所在地	名称	主たる 事務所の 所在地	代表者				
					氏名	住所			
1790100133	ホームあ さぎり台 デイサー ビスあさ ぎり台	金沢市 田上本 町テ55 番地5	社会 福祉 法人 松 原愛 育会	金沢市上 中町イ67 番地2	柳下 道子	金沢市 笠舞1 丁目11 番27号	平成20年9月15日	認知症対応型通所介 護、介護予防認知症 対応型通所介護	
	ホームあ さぎり台 グルー プホーム あさぎり 台								

●金沢市告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成20年10月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成20年10月1日

金沢市長 山 出 保

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1431	泉が丘2丁目線 7号	泉が丘2丁目 90番5先から 泉が丘2丁目 90番1先まで	
3512	弓取12号 割出町線 28号	割出町 620番7先から 割出町 620番10先まで	
3512	弓取12号 割出町線 29号	割出町 78番2先から 割出町 78番5先まで	
3515	弓取15号 諸江町中丁線 27号	諸江町中丁 296番4先から 諸江町中丁 296番1先まで	
3515	弓取15号 諸江町中丁線 28号	諸江町中丁 421番1先から 諸江町中丁 421番7先まで	
3720	鞍月20号 南新保町線 42号	南新保町口 46番3先から 南新保町口 46番1先まで	
4449	小坂49号 三池町線 47号	三池高柳土地区画整理事業地内 13街区 1番 先から 三池高柳土地区画整理事業地内 13街区 13番 先まで	
4449	小坂49号 三池町線 48号	三池高柳土地区画整理事業地内 12街区 1番 先から 三池高柳土地区画整理事業地内 12街区 1番 先まで	
4449	小坂49号 三池町線 49号	三池高柳土地区画整理事業地内 12街区 2番 先から 三池高柳土地区画整理事業地内 18街区 11番 先まで	
4449	小坂49号 三池町線 50号	三池高柳土地区画整理事業地内 16街区 6番 先から 三池高柳土地区画整理事業地内 16街区 1番 先まで	
4449	小坂49号 三池町線 51号	三池高柳土地区画整理事業地内 17街区 6番 先から 三池高柳土地区画整理事業地内 17街区 1番 先まで	

4449	小坂49号	三池高柳土地区画整理事業地内	19街区	4番	先から
	三池町線52号	三池高柳土地区画整理事業地内	23街区	1番	先まで
4449	小坂49号	三池高柳土地区画整理事業地内	19街区	1番	先から
	三池町線53号	三池高柳土地区画整理事業地内	19街区	10番	先まで
4449	小坂49号	三池高柳土地区画整理事業地内	18街区	1番	先から
	三池町線54号	三池高柳土地区画整理事業地内	23街区	10番	先まで
4449	小坂49号	三池高柳土地区画整理事業地内	24街区	7番	先から
	三池町線55号	三池高柳土地区画整理事業地内	24街区	14番	先まで
4449	小坂49号	三池高柳土地区画整理事業地内	24街区	1番	先から
	三池町線56号	三池高柳土地区画整理事業地内	25街区	25番	先まで
4449	小坂49号	三池高柳土地区画整理事業地内	26街区	1番	先から
	三池町線57号	三池高柳土地区画整理事業地内	26街区	1番	先まで

●金沢市告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成20年10月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成20年10月1日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	泉が丘2丁目線7号	6.0 ~ 12.0	53
一般市道	弓取12号割出町線28号	6.0 ~ 12.0	42
一般市道	弓取12号割出町線29号	6.0	44
一般市道	弓取15号諸江町中丁線27号	6.2	33
一般市道	弓取15号諸江町中丁線28号	6.0 ~ 12.0	43
一般市道	鞍月20号南新保町線42号	6.0	24
一般市道	小坂49号三池町線47号	6.0	43
一般市道	小坂49号三池町線48号	6.0	40
一般市道	小坂49号三池町線49号	6.0	561
一般市道	小坂49号三池町線50号	6.0	91
一般市道	小坂49号三池町線51号	6.0	110
一般市道	小坂49号三池町線52号	6.0	164
一般市道	小坂49号三池町線53号	6.0	40
一般市道	小坂49号三池町線54号	6.0	72
一般市道	小坂49号三池町線55号	6.0	146
一般市道	小坂49号三池町線56号	6.0	101
一般市道	小坂49号三池町線57号	3.0	37

●金沢市告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成20年10月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成20年10月1日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	区 間	供用開始日
泉が丘2丁目線 7号	泉が丘2丁目 90番5先から 泉が丘2丁目 90番1先まで	平成20年10月1日
弓取12号 割出町線 28号	割出町 620番7先から 割出町 620番10先まで	"
弓取12号 割出町線 29号	割出町 78番2先から 割出町 78番5先まで	"
弓取15号 諸江町中丁線 27号	諸江町中丁 296番4先から 諸江町中丁 296番1先まで	"
弓取15号 諸江町中丁線 28号	諸江町中丁 421番1先から 諸江町中丁 421番7先まで	"
鞍月20号 南新保町線 42号	南新保町口 46番3先から 南新保町口 46番1先まで	"
小坂49号 三池町線 47号	三池高柳土地区画整理事業地内 13街区 1番 先から 三池高柳土地区画整理事業地内 13街区 13番 先まで	"
小坂49号 三池町線 48号	三池高柳土地区画整理事業地内 12街区 1番 先から 三池高柳土地区画整理事業地内 12街区 1番 先まで	"
小坂49号 三池町線 49号	三池高柳土地区画整理事業地内 12街区 2番 先から 三池高柳土地区画整理事業地内 18街区 11番 先まで	"
小坂49号 三池町線 50号	三池高柳土地区画整理事業地内 16街区 6番 先から 三池高柳土地区画整理事業地内 16街区 1番 先まで	"
小坂49号 三池町線 51号	三池高柳土地区画整理事業地内 17街区 6番 先から 三池高柳土地区画整理事業地内 17街区 1番 先まで	"
小坂49号 三池町線 52号	三池高柳土地区画整理事業地内 19街区 4番 先から 三池高柳土地区画整理事業地内 23街区 1番 先まで	"
小坂49号 三池町線 53号	三池高柳土地区画整理事業地内 19街区 1番 先から 三池高柳土地区画整理事業地内 19街区 10番 先まで	"
小坂49号 三池町線 54号	三池高柳土地区画整理事業地内 18街区 1番 先から 三池高柳土地区画整理事業地内 23街区 10番 先まで	"
小坂49号 三池町線 55号	三池高柳土地区画整理事業地内 24街区 7番 先から 三池高柳土地区画整理事業地内 24街区 14番 先まで	"
小坂49号 三池町線 56号	三池高柳土地区画整理事業地内 24街区 1番 先から 三池高柳土地区画整理事業地内 25街区 25番 先まで	"
小坂49号 三池町線 57号	三池高柳土地区画整理事業地内 26街区 1番 先から 三池高柳土地区画整理事業地内 26街区 1番 先まで	"

●金沢市告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定により、専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を次のとおり指定します。

平成20年10月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 指定する道路の路線名
小坂49号三池町線57号
- 2 指定する期日
平成20年10月1日

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年10月1日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻しん風しん 第 1 期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	平成20年10月1日から 平成21年3月31日まで	別表のとおり
麻しん風しん 第 2 期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
麻しん風しん 第 3 期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
麻しん風しん 第 4 期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
ジフテリア・ 百日せき・ 破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・ 破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者		
日 本 脳 炎 第 1 期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者		
日 本 脳 炎 第 2 期	9歳以上13歳未満の者		
麻 し ん 第 1 期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
麻 し ん 第 2 期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
麻 し ん 第 3 期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
麻 し ん 第 4 期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
風 し ん 第 1 期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
風 し ん 第 2 期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
風 し ん 第 3 期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
風 し ん 第 4 期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		実施する予防接種の種類
	医療機関名	所在地	
瀬野 晶子	金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	麻しん風しん第1・2・3・4期 ジフテリア・百日せき・破傷風第1期 ジフテリア・破傷風第2期 日本脳炎第1・2期 麻しん第1・2・3・4期 風しん第1・2・3・4期

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の医師の承諾が撤回されたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成20年10月1日

金沢市長 山 出 保

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		承諾撤回年月日
	医療機関名	所在地	
前馬 秀昭	金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	平成20年10月1日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項に規定する公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をしたので、同条第6項の規定により公告します。

平成20年10月1日

金沢市長 山 出 保

一団地の名称	一 団 地 の 区 域	認定年月日
鳴和県営住宅	鳴和1丁目254番及び315番	平成20年9月12日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成20年10月1日

金沢市長 山 出 保

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により、平成20年10月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成20年10月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所在地
506	イイダ設備工業	金沢市高柳町4の12番地

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により、平成20年10月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成20年10月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所在地
527	イイダ設備工業	金沢市高柳町4の12番地

平成20年(2008年)10月1日 印刷
平成20年(2008年)10月1日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄